

○ **児童扶養手当に関する見直し【措置済み】**

児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、受給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を平成14年3月に国会に提出した。

〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕

○ **公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】**

公立の社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次回の法改正（平成18年度までを目途）の機会をとらえて措置する。

○ **福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】**

町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次回の社会福祉法の改正（平成18年度までを目途）時に措置する。

○ **児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成14年度中に実施】**

児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行い、平成14年度中に必要な政令改正を行う。

○ **市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】**

身体障害者更生相談所の判定を要せずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成7年7月及び平成13年6月の改正の効果や現場の反応等を見極め、関係者からの要望の集積を踏まえながら平成15年度中に更なる追加が可能かどうか判断する。

○ **知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】**

知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。

〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕

○ **知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】**

知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正（平成18年度までを目途）時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。

○ 障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結論】

障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成15年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成18年度までを目途に結論を得る。

（５）社会保険分野における国・地方の関係

年金・医療等の社会保険分野においては、現在、制度の抜本の見直しが進められている。この分野においては、多くが国の事務である中で、国民健康保険と介護保険については地方の事務とされているところであり、当会議としては以下に述べるように、特に国民健康保険に関し、市町村の現状を十分に踏まえて制度見直しの検討が進められるべき点を強調したい。

【社会保険分野における国・地方の関係に関する具体的措置】

○ 国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】

小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているが、平成14年度中に策定される保険者の統合・再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏まえながら検討を行う。

○ 介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】

介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後5年を目途に行うとされている制度の見直しも念頭に置きつつ、地方公共団体からの具体的要望を受けて、随時必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

（６）地方支分部局と地方の新たな関係の構築

国と地方の事務事業の在り方は、当然ながらそれを担う受け皿としての国・地方の行政体制の在り方と密接に関連するものであり、この観点から、当会議としては地方分権改革と省庁再編の結果、新たな位置付けがなされた国の出先機関である地方支分部局の役割等について引き続き注視していくべきであると考えます。

以下においては、一般的な提言に続けて、具体的な事例として、社会保障分野において新たに生まれた地方支分部局である地方労働局に関する具体的措置の提言を行うものである。

【 地方支分部局と地方の新たな関係の構築の観点からの具体的措置 】

○ 行政手続の地域での完結【逐次実施】

地方支分部局の実質的決定権の拡大を図るよう、中央省庁に継続的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような体制の確立を進める。

○ 雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】

雇用問題に関する地方の高い問題意識を十分踏まえ、積極的な情報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携が図られるよう努める。

○ 高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】

高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成14年度中に結論を得る。

おわりに

地方分権改革推進会議に課せられた課題は、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、国と地方の役割分担を明確化することによって、国は、国でなければ果たしえない役割に徹し、地方は、地域住民の自主的な選択によってそのニーズに応えられる公共サービスを提供する総合行政の主体としての役割を果たし得る存在へとしていくことである。

この課題を達成するため、本意見においては、広く内政全般にわたり、国の地方への関与の廃止・縮減を図るべく、国が取るべき措置についてできる限り具体的にかつ期限を明示するよう努めるとともに、各省庁と合意できなかった事項についてもあえて当会議としての見解を示している。今後、国の地方への関与の廃止・縮減と、それに基づく国庫補助負担事業の廃止・縮減の議論は、経済財政諮問会議を始めとする政府部内での議論へとその場を移すことになる。

他方、地方の側にも、地方分権改革の担い手としての覚悟と体制整備を求めたい。当会議は、地方分権改革の制度的枠組みを提示することはできるが、それを具体化し、改革の果実を住民に提供することは、正しく全ての地方公共団体に課せられた責務なのである。

今後、当会議の審議は次の段階に移行する。本意見で示した国と地方の役割分担に基づき、また年末までに取りまとめられる国庫補助負担事業の廃止・縮減についての政府の方針を踏まえ、国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されているとおり国庫補助負担金、地方交付税交付金及び税源移譲を含む税源配分を三位一体で検討していく。併せて、地方行財政改革の推進等行政体制の整備についても、全ての市町村において市町村合併に向けた真剣な検討が行われ、具体的な成果につながることを期待するとともに、新たな行政体制の在り方を検討する予定である。

今後とも、政府、地方公共団体はもとより、自主・自立の地域社会を目指す全ての関係者の理解と協力を願うものである。

地方分権改革推進会議委員名簿

議長	西室 泰三	株式会社東芝取締役会長
議長代理 (小委員長)	水口 弘一	株式会社野村総合研究所元社長
委員	赤崎 義則	鹿児島市長
	岩崎美紀子	筑波大学社会科学系教授
	岡崎 洋	神奈川県知事
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	竹内佐和子	東洋大学経済学部教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉永みち子	ノンフィクション作家

※50音順

地方分権改革推進会議の開催実績

(平成14年6月「事務・事業の在り方に関する中間報告」以降)

【平成14年】

開催日	会議名及び議題
7月9日(火)	第21回本会議〔フリートーキング(今後の審議の進め方等)〕
7月29日(月)	第22回本会議〔総務省ヒアリング(国庫補助負担事業、国庫補助負担金の在り方等)、フリートーキング〕
8月29日(木)	第23回本会議〔財務省ヒアリング(国庫補助負担事業、国庫補助負担金の在り方等)、フリートーキング〕
9月3日(火)	第24回本会議〔地方3団体ヒアリング(全国知事会、全国市長会、全国町村会)〕
9月12日(木)	第20回小委員会〔文部科学省ヒアリング(教育・文化)、フリートーキング〕
9月20日(金)	第21回小委員会〔厚生労働省ヒアリング(社会保障)、フリートーキング〕
9月24日(火)	第22回小委員会〔国土交通省ヒアリング①(公共事業)、フリートーキング〕
9月27日(金)	第23回小委員会〔環境省ヒアリング(公共事業)、国土交通省ヒアリング②(公共事業)、フリートーキング〕
10月1日(火)	第24回小委員会〔農林水産省ヒアリング(公共事業、産業振興)、フリートーキング〕
10月4日(金)	第25回本会議〔有識者ヒアリング:(1)梶原拓岐(岐阜県知事)、(2)黒澤丈夫(群馬県上野村長)、(3)加藤秀樹(構想日本代表)〕
10月7日(月)	第25回小委員会〔分野別各論の論点の審議〕
10月10日(木)	第26回小委員会〔分野別各論の論点・総論(骨子案)の審議〕
10月18日(金)	第26回本会議・第27回小委員会合同会議〔意見(素案)の審議〕
10月24日(木)	第27回本会議・第28回小委員会合同会議〔意見(案)の審議〕
10月29日(火)	第28回本会議〔意見(案)の審議〕